

第3章 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例

93 関連条文

意匠法

第十三条の二 特許法第百八十四条の三第一項又は第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第百八十四条の五第一項、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項及び同法第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

2 実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

93.1 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例の取扱い

特許協力条約の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であって、指定国に日本国を含むものは、国際出願日にされた特許出願あるいは実用新案登録出願とみなされる。

これらからの意匠登録出願への変更は、もとの出願が日本語でされた国際特許出願（国際実用新案登録出願）の場合には、出願人の氏名・住所、発明者（考案者）の氏名・住所、国際出願日等を記載した書面の提出をし、かつ納付すべき手数料を納付した後でなければすることができず、また外国語でされた国際特許出願（国際実用新案登録出願）の場合には、前記書面及び明細書、請求の範囲の日本語による翻訳文を提出し、かつ納付すべき手数料を納付した後でなければすることができない。